

岩手県企業局管理規程第1号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月6日

岩手県企業局長 畠山智禎

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常勤の職員の勤務時間)</p> <p>第2条 常勤の職員（第4項、<u>第7項及び第9項</u>の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 本庁の室又は課に勤務する常勤の職員は、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>午前8時30分から午後5時15分まで</u></p> <p>(2) <u>午前9時から午後5時45分まで</u></p> <p><u>5 前項に規定する勤務時間中に第2項の規定による休憩時間を置き、日曜日及び土曜日は、週休日とする。</u></p> <p><u>6 第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、第3項中「第1項」とあるのは、「第4項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 第3項の規定は、前項第1号に規定する勤務時間における休憩時間について準用する。この場合において、第3項中「第1項」とあるのは、「第7項第1号」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>9 施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務する常勤の職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり38時間45分とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間につき8日の週休日を設ける。</u></p> <p><u>10 [略]</u></p> <p><u>11 第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、第3項中「第1項」とあるのは、「第9項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>12 第7項から前項までの規定による勤務時間の割振り及び週</u></p>	<p>(常勤の職員の勤務時間)</p> <p>第2条 常勤の職員（第4項及び<u>第6項（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに同条第1項</u>の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 第3項の規定は、前項第1号に規定する勤務時間における休憩時間について準用する。この場合において、第3項中「第1項」とあるのは、「第4項第1号」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務する常勤の職員（第4項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり38時間45分とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間につき8日の週休日を設ける。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、第3項中「第1項」とあるのは、「第6項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>9 第4項から前項までの規定による勤務時間の割振り及び週</u></p>

休日の指定は当該事業所の長が定める。

13 常勤の職員に第1項、第5項、第7項及び第9項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、当該各項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り）

第2条の4 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第2条第7項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2～4 [略]

休日の指定は当該事業所の長が定める。

10 常勤の職員に第1項、第4項及び第6項（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに同条第2項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、当該各項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り）

第2条の4 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第2条第4項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2～4 [略]

（子育て等の事情がある常勤の職員の勤務時間の割振りの特例）

第2条の7 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある常勤の職員（第2条第4項及び第6項（第4項において読み替えて適用する場合を含む。））、第2条の2、第2条の3並びに第2条の5の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。）から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

（1） 午前7時30分から午後4時15分まで

（2） 午前8時から午後4時45分まで

（3） 午前9時から午後5時45分まで

（4） 午前9時30分から午後6時15分まで

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項に規定する休憩時間を置き、日曜日及び土曜日は、週休日とする。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第2条の7第1項」と読み替えるものとする。

(休日)

第2条の7 常勤の職員（第2条第7項及び第9項の規定の適用を受ける職員を除く。）及び再任用短時間勤務職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始で企業局長が定める日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第2条の8 常勤の職員又は再任用短時間勤務職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第2条第1項、第4項、第7項、第9項又は第13項の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 [略]

(勤務日及び勤務時間の変更)

第3条 業務の運営上必要がある場合は、第2条の規定にかかわらず、勤務日又は勤務時間を変更することがある。

(非常勤の職員の勤務時間)

第4条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間は、1週間について、常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の1週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲内で、別に定めるところによる。

4 子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある常勤の職員であって、施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務するものに係る第2条第6項及び第8項の規定の適用については、同条第6項中「午前8時30分から午後5時15分まで」とあるのは「第2条の7第1項各号に掲げる勤務時間のいずれか」と、同条第8項中「第6項」とあるのは「第2条の7第4項において読み替えて適用する第6項」とする。

(休日)

第2条の8 常勤の職員（第2条第4項及び第6項（前条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員を除く。）及び再任用短時間勤務職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始で企業局長が定める日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第2条の9 常勤の職員又は再任用短時間勤務職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第2条第1項、第4項、第6項（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第10項又は第2条の7第1項の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 [略]

(勤務日及び勤務時間の変更)

第3条 業務の運営上必要がある場合は、第2条及び第2条の7の規定にかかわらず、勤務日又は勤務時間を変更することがある。

(非常勤の職員の勤務時間)

第4条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間は、1週間について、常勤の職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲内で、別に定めるところによる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。